

「仲卸業者デジタル化促進事業」に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

- (1) 業務の名称
仲卸業者デジタル化促進事業
- (2) 業務の目的及び内容等
別紙仕様書のとおり
- (3) 予定額
4, 700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 公募期間

令和3年7月14日（水）から令和3年7月29日（木）まで

3 参加資格

応募の資格者は法人又は法人以外の団体とし、本プロポーザルへの参加表明の日から選定結果の通知の日までの期間に次の要件を満たす者とする。

- (1) 本委託業務の目的及び内容を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること
- (2) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること
- (3) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（以下「競争入札参加有資格者」という。）にあっては、公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと
- (4) 本市の競争入札参加有資格者以外の者にあっては、次のア～ケに掲げる資格を有し、かつ、4（1）才に記載する書類を提出する者であること
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
 - ウ 応募日から遡って1年以上当該営業を営んでいること
 - エ 法人税又は所得税の未納がないこと
 - オ 消費税の未納がないこと
 - カ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと
 - キ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
 - ク 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること
 - ケ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

- (5) 代表者が成年被後見人又は被保佐人、破産者でないこと
 - (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと
 - (7) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること

4 応募方法

本プロポーザルに応募する者は、次のとおり、必要書類を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書（様式 1） 1部
イ 会社概要の分かるもの（会社パンフレット等） 6部
ウ 企画提案書（任意様式） 6部
内容に関しては、別紙仕様書を十分理解し、作成すること。
なお、提出書類の様式は、A4 横書き（図表等についてA3を用いることは可能とするものの、A4に折り畳むものとする。）にまとめることとし、6部ともクリップ等で仮留めして提出すること
エ 見積書（任意様式） 6部
提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること
オ 本市の競争入札参加有資格者以外の者にあっては、ア～オに加え次の（ア）～（ク）の書類（（カ）以外は原本で参加表明の日から3箇月以内に発行されたもの）を各1部提出すること
（ア） 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※ 法人の場合のみ
（イ） 印鑑証明書
（カ） 国税等に係る納税証明書
※ 法人の場合は法人税及び消費税について、個人の場合は所得税及び消費税についての納税証明書が必要
（ニ） 京都市税に係る納税証明書
※ 法人にあっては、京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ
個人にあっては、京都市内に住民票がある場合又は京都市内に固定資産を所有する場合のみ
（ホ） 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式 2）
（カ） 許可又は登録等を受けている事業の許可・登録等に係る証明書
※ 法令の規定により、当該営業について許可又は登録等が必要な場合のみ
（キ） 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（様式 3・4）
（ク） 誓約書（様式 5）
） 提出受付期間
令和3年7月14日（水）から同年同月29日（木）午後5時まで
※郵送の場合は、令和3年7月29日（木）当日消印有効

(3) 提出先及び連絡先

〒600-8847 京都市下京区朱雀分木町80番地
京都市中央卸売市場第一市場 経営改善担当：山本，藤田
電話 075-312-6564 ／ FAX 075-311-6970

(4) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、直接持参又は郵送により提出すること

(5) 企画提案に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和3年7月14日（水）から同年同月20日（火）午後5時まで

イ 提出先メールアドレス

dailsijogyomu@city.kyoto.lg.jp

メールの件名には「仲卸業者デジタル化促進事業に係る質問書」と明記すること

ウ 回答予定日

令和3年7月26日（月）

エ 質問及び回答の取扱い

全ての質問及び回答については、ホームページ京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」の産業観光局ページ上に公開する。

5 選定方法

- (1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は失格とする。
- (2) 提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。
- (3) 京都市の職員で構成する「『仲卸業者デジタル化促進事業』受託候補者選定委員会」において、応募者から提出された提案書及び見積書について、「『仲卸業者デジタル化促進事業』に関する受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に評価し、審査及び選定を行う。
なお、評価点の合計が60点以上であることを選定の条件とし、応募者が1社のみであってもこれを満たす限りプロポーザルは成立することとする。
- (4) 前号に規定する審査の実施に当たり、必要に応じて、応募者に提案内容の一部又は全部に関してヒアリングを行う場合がある。
- (5) 審査後速やかに、全ての応募者に対し、書面により通知する。また、受託候補者の選定後、選定した事業者、評価点、選定理由が分かる情報をホームページ京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」の産業観光局ページ上で公表する。

6 注意事項

- (1) 応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる場合がある。
なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は、間接的に求めた場合は失格となる。
- (4) その他
- ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、応募者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
 - ウ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
 - オ 全ての提出書類は、返却しない。
 - カ 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

7 業務実施上の条件

- (1) 受託者は、企画策定担当者を選定し、その者が主として業務を行うこと
- (2) 受託者は、現場視察等の調査を業務の初期段階において実施し、その後も必要に応じて適宜これを実施すること
- (3) 受託者は、業務の打合せを適宜行うこととし、初回及び成果品納入時の打合せには企画策定担当者を出席させること
- (4) 業務の実施に伴い必要となる資料のうち現況や他都市の状況等、京都市が所有するものについては、可能な限り提供する。
- (5) 受託者は、本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏洩してはならないこと

8 契約

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 契約期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (3) 委託費の支払条件
通常払い
- (4) その他
 - ア 企画提案の内容に基づく見積金額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することを認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。
 - イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、業務の一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、予め京都市の承認を得ることとする。

ウ 受託候補者に選定された者と京都市が委託見積限度額の範囲内で交渉のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。